平成２２年（フ）第１７８号
愛知県一宮市起字西茜屋２番地　メゾン茜102号
債務者　数川　明美
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２６２号
大阪府岸和田市大手町８番24号
債務者　久保　安子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３０２号
大阪府貝塚市澤1081番地、前住所大阪府岸和田市春木泉町１番２―304号
債務者　半田　　昭
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３１８号
大阪府貝塚市水間196番地１献心寮201号、前住所宮崎市出来島町22番地ペピータＡ号
債務者　倉爪　清子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３２３号
大阪府和泉市内田町３丁目７番24号
債務者　西　かおり
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３３５号
大阪府貝塚市浦田171番地ウラカワハイツ205号、前住所大阪府貝塚市澤973番地の８フラワリータウンＡ―204号
債務者　オフィス・サポートこと　西出　　茂
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３５０号
大阪府和泉市室堂町５番地の１―６―602
債務者　新居　育美
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３５６号
大阪府泉大津市豊中530番地の２、前住所大阪府泉大津市我孫子26番地の７
債務者　古川　哲也
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３６３号
大阪府泉南郡熊取町小垣内２丁目11番地の１
債務者　奥野　忠彦
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３６４号
大阪府泉南郡熊取町小垣内２丁目11番地の１
債務者　奥野　峯子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３６８号
大阪府泉佐野市羽倉崎３丁目２番10号、前住所和歌山県紀の川市上田井106番地１
債務者　田中　督也
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３７０号
大阪府岸和田市天神山町１丁目３番11―207号
債務者　森田マサ子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３７１号
大阪府和泉市光明台３丁目７番28―402号、前住所大阪市阿倍野区桃ケ池町２丁目４番５―102号
債務者　岡村　俊彦
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３７４号
大阪府貝塚市半田375番地25
債務者　相庭　修子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３７６号
大阪府岸和田市土生町1549番地の15
債務者　木山　絹子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３７８号
大阪府岸和田市畑町１番地の13
債務者　竹原恵美子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３８２号
大阪府岸和田市土生町２丁目23番14号ファミールＴＳＵＪＩ103号
債務者　永野ひとみ（旧姓山野）
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３９０号
大阪府泉南市新家849番地の４
債務者　増田　聖子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係